

# 香川県報



第 95 号

平成 18 年

12月 1 日(金曜日)

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

### 告 示

○町及び字の区域に編入する旨の届出

(自治振興課)

一

○保安林の皆伐面積の限度の公表

(みどり保全課)

一

### 公 告

○土地改良事業に係る換地処分届出

(土地改良課)

一

### 公安委員会告示

○香川県公安委員会が認める交通誘導警備業務

二

### 警察本部告示

○香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程

二

## 告 示

### ●香川県告示第六百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年十二月二日から編入する旨三豊市長から届出があった。

平成十八年十二月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
三豊市高瀬町羽方字藤前	三豊市高瀬町佐股字大武連甲一八一の一の一部、甲一八一二の一から甲一八一三の三までの各一部、乙五五二の一の一部、乙五五三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部

三豊市高瀬町佐股字大武連

三豊市高瀬町羽方字藤前二一〇二の一部、二一〇四の二の一部、二一〇四の三の一部、二七〇九の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部

### ●香川県告示第六百八十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により平成十八年十二月一日から平成十九年三月三十一日までの期間における保安林皆伐面積の限度を次のとおり定めたので公表する。

平成十八年十二月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年度（平成十八年12月1日～平成十九年3月31日）保安林伐採限度計画

区 分	保安林の皆伐面積の限度 (ha)					合 計
	水源かん養保安林	土砂流出防止保安林	干害防備保安林	魚つぎ保安林		
小 豆	29.68	14.94		5.92		50.54
大 川	157.57	130.58				288.15
中 讃	207.70	44.06	0.40	1.26		253.42
年 多 度	335.04	56.59				391.63
三 豊	27.68	97.45				125.13
県 計	757.67	343.62	0.40	7.18		1,108.87

## 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、三豊市から平成十八年十一月十四日土地改良事業（非補助土地改良事業藤前地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成十八年十二月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 公安委員会告示

#### ●香川県公安委員会告示第九号

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条の表五の項に規定する交通誘導警備業務で、香川県公安委員会が必要と認めるものを次のとおり定め、平成十九年六月一日から施行する。

平成十八年十二月一日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五条第一項に規定する一般国道のうち次に掲げるものにおいて行う交通誘導警備業務（香川県の区域内で行うものに限る。）

- 1 一般国道十一号
- 2 一般国道三十二号
- 3 一般国道百九十三号
- 4 一般国道三百十八号
- 5 一般国道三百七十七号
- 6 一般国道四百三十六号
- 7 一般国道四百三十八号

二 道路法第七条第一項に規定する県道のうち次に掲げるものにおいて行う交通誘導警備業務

- 1 主要地方道志度山川線（県道三号）
- 2 主要地方道観音寺池田線（県道五号）
- 3 主要地方道高松王越坂出線（県道十六号）
- 4 主要地方道丸亀詫間豊浜線（県道二十一号）
- 5 主要地方道詫間琴平線（県道二十三号）
- 6 主要地方道善通寺大野原線（県道二十四号）
- 7 主要地方道土庄福田線（県道二十六号）
- 8 主要地方道塩江屋島西線（県道三十号）

### 警察本部告示

#### ●香川県警察本部告示第二十号

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年十二月一日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程

香川県警察保護執行規程（平成十二年香川県警察本部告示第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「でい酔者」を「泥酔者」に、「でい酔の」を「泥酔の」に改める。

第七条第一号中「精神病院その他の精神病患者収容施設」を「精神科病院」に改め、同条第二号中「でい酔者」を「泥酔者」に改める。

第九条第二項中「でい酔者」を「泥酔者」に改める。

別記様式第一号（表）中 「副 署 長」を「副 署 長」に、「でい酔者」を「泥酔者」に、「精神病院」を「精神科病院」に改め、同様式（裏）中「引渡し」を「引渡し」に改め、同様式（裏）備考1中「引渡し」を「引渡し」に改める。

#### 附 則

1 この規程は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

2 改正前の別記様式第一号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

平成十八年十二月一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

（購読料月極二千五百円）

